

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年3月12日 (第10回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	軽井沢町 203211
地域名 (地域内農業集落名)	軽井沢地区 (借宿、茂沢、古宿、油井、塩沢、鳥井原、中軽井沢、追分、大日向、成沢、三ツ石)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	177.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	88.6 ha
② 田の面積	30.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	58 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	15.47 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	19.74 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.4 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【作物】

油井、鳥井原、茂沢地域では、高原野菜を主とした露地野菜の栽培が中心となっており、この他の地域については、高原野菜に限らない品目の生産が行われている。

【農地】

全体として、担い手が少ない地域と多い地域があり広域に分散しているため、地域ごとに異なる対応が必要である。また、耕作放棄地となっている農地は耕作に不向きな立地が多い。

中軽井沢、成沢、塩沢:農地が住宅街に点在しており、担い手が少ない。

茂沢:担い手は多いが、耕作に不向きな土地が遊休化している。

追分:稲作と畑作が混在しており、不整形の土地が多い。

借宿:圃場整備事業が実施されており、生産基盤が整備されている。

鳥井原、油井:農道が狭く農作業の効率が悪い。

大日向:付近を別荘地に囲まれており、大規模な耕作には向かないため、周辺住民との調整が必要である。

三ツ石、成沢、古宿:担い手が少なく、住宅の中で飛び地の農地となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>【作物】 現状のとおり、油井、鳥井原、茂沢地域では、高原野菜を主とした露地野菜、この他の地域については、有機農業による農作物を進めていく。</p> <p>【農地】 中軽井沢、成沢、塩沢：ひとつひとつの農地面積が小さく、集約・団地化が難しいため、新規就農者や小規模の栽培農地でもよい農業者、農薬散布を行わない有機農業者を主として貸付していく。 茂沢、油井、借宿：耕作者が多く生産基盤も整備されているため、農道の整備や鳥獣被害について改善していくことで農業経営の合理化を図っていく。 大日向：標高が高く高原野菜の栽培に適しており、農地もまとまっているため、今後も畑作の重要生産地として位置づけていく。また、別荘地が多いため、薬品散布を行わない有機農業を進めていくことも検討する。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の集約化及び団地化が可能な地域に関しては、農地中間管理機構を利用した農地の貸借を段階的に進めていく。 住宅地の飛び地に関しては、団地化せず状況に適った利用の仕方を行っていく。 山林に囲まれている等農地として利用の難しい地域については、農振地域の見直しを検討する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	57.9 %	将来の目標とする集積率	65 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
茂沢、油井、借宿、大日向、鳥井原等、町内耕作者の多い地域について、農地中間管理機構を利用した集約化を随時進めていき、追分は御代田町の耕作者も多いため、耕作者の意向も踏まえつつ段階的に集約していく。 その他の地域については、別荘所有者や将来の新規就農者等が交錯するため、状況に応じ対応していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を通じて、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
現在は利用権設定による農地の貸借が一般的である。今後、終期を迎える農業者に対しては農地中間管理機構による農地貸借を薦め、段階的に集約していく。
(3) 基盤整備事業への取組
状況に応じた検討を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
町内耕作者が多く、耕作放棄地は少ない。今後も町内を基本として耕作者募り、経営体を確保していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①団地化、集約化している農地を中心に電柵等対応を検討していく。 ②大日向や中軽井沢等で、有機農業に特化した区域を作っていく。									

